

令和8年度豊明市社会福祉協議会の高齢者福祉サービス

ア) 下記サービスの対象者は、豊明市内在住で、在宅の人に限りです。

イ) 下記サービスの相談窓口は、豊明市社会福祉協議会です。電話：0562-93-5051

ウ) 下記の「高齢者」とは、満65歳以上の方の事です。

豊明市社協HPはこちら→



	名 称	内 容	対 象 者
1	緊急電話設置費等助成事業	緊急電話レンタル料の半額助成 ※助成金を半年ごとに指定された口座に振込。	次のいずれかに該当する人。 ①満70歳以上ひとり暮らし ②満70歳以上の高齢者のみ世帯の方
2	車いす等貸出事業	車いす・歩行車の無料貸出。最長3カ月まで。	病気やケガ等で一時的に歩行できなくなった人等
3	車いす専用車貸出事業	車いすに乗ったまま、乗降できる自動車の貸出。(10Km毎に300円)	市内在住の車いすを利用している人
4	ふれあいサロン事業	年6回、市内3箇所の集会所等で、ふれあいの場を開催(参加費1回300円)。	高齢者で、ひとり暮らしの方
5	まごころサービス	掃除、洗濯、買い物、簡単な調理等の支援	要支援1・2の人、又は事業対象者
6	日常生活自立支援事業	福祉サービス利用の支援、日常の金銭管理、日常生活に必要な事務手続などのお手伝い。利用料金1回1,200円。他に書類の預かりサービス月250円。	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の判断能力が不十分で日常生活に不安のある方
7	健康長生きおでかけ応援事業らくらす	老人福祉センターにて専門の講師による介護予防の講座を開催。午前の部は送迎バスの利用が必須の人に限る。	65歳以上の方で体力低下にともない自宅に閉じこもりがちになっている方 【外出手段がない方】 …火曜日～金曜日の午前 【外出手段のある方】 …火曜日の午後
8	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	認知症のため徘徊のおそれがある方が、日常生活における偶発的な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大1億円を補償する保険に加入します。 保険料は豊明市社会福祉協議会が負担いたします。	次の全てに該当する方が対象になります。 ・市内に住所を有し、在宅で生活している方。 ・ケアプラン等に「認知症のため徘徊のおそれがある」ことが記載されている方。 ・介護保険負担割合証の利用負担の割合が1割・2割である方。 ・同様の保険に加入していない方。